

「重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。」

## 2 適用期間

「平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日」

## 3 輸入食品等監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

### 4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1) 輸入届出の確認、(2) モニタリング検査、(3) モニタリング検査以外の行政検査、(4) 検査命令、(5) 包括的輸入禁止措置及び(6) 海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検疫所の役割、実施の手順について記述。

- ・ モニタリング計画の策定に際し、輸出国制度調査の結果及び、輸出国内における食品等を原因とする健康被害の発生、不衛生食品等の回収等の情報に基づきモニタリング検査件数を見直す。
- ・ 輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じ年度中にモニタリング計画の見直しを行う。
- ・ 検査命令の解除要件に際しては、検査命令通知日以降、直近の違反事例判明日からとする。

## 5 輸出国における安全対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反を未然に防止するため、輸出国に対する(1) 我が国の食品安全規制の周知、(2) 二国間協議、現地調査等及び(3) 技術協力等の取組について記述。

- ・ 違反事例の多い国及び我が国への輸出量の多い国を中心に計画的に輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する情報を収集するとともに、現地調査により輸出国の衛生対策の推進を図る。
- ・ 「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、日中間における食品の安全性向上のため、実務者レベル協議及び現地調査を実施する。
- ・ 「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、日中相互の技術専門家を派遣し、技術協力等を行う。

## 6 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第 8 条及び法第 3 条第 1 項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な安全管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1) 基本的指導事項、(2)

輸入前指導の実施、(3)輸入前指導による法違反発見時の対応、(4)自主検査の実施、(5)輸入食品等の記録の作成及び保存及び(6)食品安全に関する知識の向上等の指導事項を記述。

## 7 法違反が判明した場合の対応

(1)輸入時、(2)国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3)再発防止のための輸入者に対する指導、(4)法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5)悪質事例の告発及び(6)違反事例の公表等における本省、検疫所及び都道府県等の連携、実施の手順について記述。

## 8 国民への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民へ提供するため、(1)モニタリング計画等に関する情報の提供、(2)二国間協議及び現地調査等に関する情報の提供、(3)本計画に基づく監視結果の公表、(4)食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等について記述。

## 9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1)食品安全に関する人材の養成、資質の向上、(2)検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。





# 食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の 禁止及び停止処分の取扱い指針(ガイドライン)

## ➤ 目的

食品衛生法に基づく、食品等の輸入者が法違反した場合の営業の禁止及び停止制度の運用の詳細を定めたもの。

## ➤ 営業の禁止及び停止処分の発動についての主な検討要件

- ・輸入した食品等が原因と疑われる健康被害が発生した場合。
- ・法違反の原因が故意又は重大な過失により発生した場合。
- ・法違反が繰り返し(概ね違反率5%以上)発見されている場合。

## ➤ 処分の執行

- ・営業停止:3日以上、30日未満の期間で、輸入者に法違反の原因の改善、再発防止対策等の措置を執るための計画書を提出させ、当該措置を執りうると認められる期間
- ・営業禁止:30日未満の期間で、輸入者が法違反の原因の改善、再発防止対策等の措置を執ることができないと考えられる場合等



(別添) 平成18年5月29日一部改正

食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の禁止及び  
停止処分の取扱い指針 (ガイドライン)

I 概要

食品衛生法(以下「法」という。)第55条第2項において、厚生労働大臣は、営業者(食品、添加物、器具・容器包装、乳幼児用おもちゃ(以下「食品等」という。))を輸入することを営む人又は法人に限る。)が法の規定による禁止に違反した場合において、営業の全部若しくは一部を禁止し又は期間を定めて停止することができることされており、本指針は、当該制度の運用の詳細を定めたものである。

II 処分の対象者

食品等を輸入することを営む人又は法人(以下「輸入者」という。)

III 処分の対象となる行為

輸入者が法第6条、第9条第2項、第10条、第11条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項、第26条第4項若しくは第50条第3項の規定に違反した場合又は第7条第1項から第3項まで、第8条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合。

IV 処分の発動、執行について

厚生労働省本省(以下「本省」という。)は、食品の安全性の確保の観点から、法違反を繰り返す輸入者又は法違反により健康被害を発生させた若しくは発生させるおそれを生じさせた食品等の輸入者などに対し、法違反の原因を改善させ、法違反の再発を防止させ、その他衛生上の必要な措置を講じさせることを目的として、法第55条第2項に基づく営業の禁止又は停止処分(以下「禁停止処分」という。)を行う。

1 処分の発動についての本省における検討

本省は、次に掲げる場合に、禁停止処分の発動の必要性について検討することとする。

- (1) 特定の輸入者が輸入した食品等が原因と疑われる健康被害が発生した場合又は健康被害の発生するおそれのある食品等を輸入した場合。
- (2) 特定の輸入者の法違反の原因が故意又は重大な過失により発生した場合。
- (3) 特定の輸入者が輸入する食品等において、法違反が繰り返し発見<sup>※</sup>されている場合。

※ 繰り返し発見されている場合とは、特定の輸入者の輸入において、食品等を限定せずに概ね違反率が5%以上の場合とし、違反率の確認にあたっては、信頼限界95%で違反率5%未満であることを確認するためには少なくとも60件以上検査しなければならないことを考慮し、特定の輸入者の食品等の輸入時に、必要な検査が行われ

た直近60件の食品等輸入届出の検査結果を確認し、概ね違反率が5%以上であるかどうかを判断するものとする。

- (4) 検疫所長から特定の輸入者に対する禁停止処分の検討要請がなされた場合。
- (5) 営業の停止処分を受けた輸入者が、停止期間が満了した時点において、法違反の原因の改善、法違反の再発防止対策、その他衛生上の必要な措置を講じていないと認められる場合。

## 2 処分を発動するか否かの判断

上記1の検討開始要件に係る内容及び輸入者の衛生管理体制の聴取等の結果、衛生上の管理が不十分と認められ又は不十分とみなされた場合に、次に掲げる事項を勘案して、本省として最終的な発動の可否を判断する。

- (1) 人の健康を損なうおそれの程度
- (2) 違反率の状況
- (3) 輸入者の衛生管理状況
- (4) 今後の輸入の可能性

## 3 処分の執行について

本省は、2において、禁停止処分の発動を必要と判断した場合には、以下に基づき、輸入者に対し禁停止処分を執行するものとする。

- (1) 営業を停止する場合
  - ① 営業の停止処分は、「営業停止命令書」(様式第1号)により行うものとする。
  - ② 停止期間については、3日以上、30日未満の範囲内の期間で、輸入者に法違反の原因の改善、法違反の再発防止対策、その他衛生上の必要な措置を執るための計画書を提出させ、当該措置を執りうると認められる期間を、個別の状況に応じて判断するものとする。
- (2) 営業を禁止する場合
  - 営業の禁止処分は、30日未満の範囲内の期間で、輸入者が法違反の原因の改善、法違反の再発防止対策、その他衛生上の必要な措置を執ることができないと考えられる場合、又は輸入者から当該措置を執るための計画書の提出がなく、当該措置を執るために必要な期間を予測することができない場合に、「営業禁止命令書」(様式第2号)により行うものとする。
- (3) 禁停止処分を行う営業の範囲
  - ① 営業の全部を禁停止処分とする場合
    - 法違反の原因が故意又は重大な過失により発生し、衛生上の観点から必要があると認められる場合には、営業の全部について禁停止処分を執行する。
  - ② 営業の一部を禁停止処分とする場合
    - 原則として、当該輸入者の食品等の輸入及び輸入した食品等の販売について禁停止処分を執行するが、法違反の原因が特定の食品等に限定される場合は、この限りではない。
- (4) 聴聞の実施
  - 処分の執行に当たっては、行政手続法第13条第1項に基づき、事前に聴

聞を行うこととする。聴聞の通知は、様式第3号により行う。

なお、食中毒の発生等により、公益上、緊急に禁停止処分を行う必要があり、聴聞の手続きを執ることができない場合は、これを省略できる（同条第2項）。

#### 4 禁停止処分の解除について

本省は、禁停止処分の期間内において、各命令書に記載する解除の要件を充たすことが確認された場合には、「解除命令書」（様式第4号）により、当該処分の解除を行うものとする。

#### 5 禁停止処分に対する法違反について

本省は、禁停止処分を受けている輸入者が、当該処分に違反して営業を行った場合は、法第71条に基づく措置を検討するものとする。

### V その他の措置

#### 1 処分を受けている輸入者に対する検疫所の対応

検疫所長は、禁停止処分を受けている輸入者が、当該処分に係る食品等について、法第27条に基づく食品等輸入届出を行った場合は、当該輸入者に対し、食品等輸入届出済証の交付を停止する。

#### 2 都道府県等への連絡

本省は、禁停止処分を行った場合には、当該輸入者の主な所在地を所管する都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下、「都道府県等」という。）に対して様式第5号にて通知する。

また、禁停止処分の解除を行った場合には、都道府県等に対して様式第6号にて通知する。

#### 3 財務省関税局への連絡

本省は、禁停止処分を行った場合には、財務省関税局に対して様式第7号にて通知する。

また、禁停止処分の解除を行った場合には、財務省関税局に対して様式第8号にて通知する。

#### 4 公表について

本省は、禁停止処分又は禁停止処分の解除を行った場合には、法第63条に基づく公表と併せ、当該措置を行った旨を公表する。



様式第1号

第 年 月 日 号

氏名 殿

所在地

(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

厚生労働大臣 印

### 営業停止命令書

食品衛生法第55条第2項の規定に基づき、下記のとおり営業の(一部又は全部)の停止を命じる。

#### 記

1. 命令事項 (営業の停止期間を含む)

2. 処分の理由

3. 処分解除の要件

停止期間満了前であっても、以下の要件を充たすことが確認された場合は、営業の停止命令を解除する。

(教示事項)

(聴聞の手続きを経ないで処分を行う場合は、次の文言を記載。)当該命令について、不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に異議申立てをすることができる。

当該命令に対する取消訴訟については、国を被告として、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

様式第2号

第 年 月 日  
号

氏名 殿

所在地

(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

厚生労働大臣 印

### 営業禁止命令書

食品衛生法第55条第2項の規定に基づき、下記のとおり営業の（一部又は全部）の禁止を命じる。

#### 記

1. 命令事項

2. 処分の理由

3. 処分解除の要件

以下の要件を充たすことが確認された場合は、営業の禁止命令を解除する。

(教示事項)

(聴聞の手続きを経ないで処分を行う場合は、次の文言を記載。)当該命令について、不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に異議申立てをすることができる。

当該命令に対する取消訴訟については、国を被告として、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

氏名 殿  
所在地  
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

厚生労働大臣 印

聴聞について(通知)

下記のとおり不利益処分を行う予定である。  
については、行政手続法第13条第1項の規定に基づき、事前に聴聞を行うので、  
通知する。

記

1. 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
2. 不利益処分の原因となる事実
3. 聴聞の期日及び場所
4. 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(教示事項)

聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

様式第4号

第 年 月 日 号

氏名 殿  
所在地  
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

厚生労働大臣 印

### 解除命令書

年 月 日付け 第 号により命令した下記の行政処分は  
解除する。

### 記

#### 1. 処分内容

#### (教示事項)

当該命令について、不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に異議申立てをすることができる。

当該命令に対する取消訴訟については、国を被告として、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

様式第5号

食安発第〇〇〇〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

（〇〇都道府県知事  
〇〇保健所設置市長  
〇〇特別区長） 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 印

食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の（禁止又は停止処分）について

今般、下記の輸入者に対し、別紙（営業の禁止又は停止命令書）のとおり、食品衛生法（以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、営業の（停止又は禁止）処分を命令したので、ご了知頂くとともに、当該輸入者に対し、法第24条の規定に基づく自主的な衛生管理の推進に関する指導の実施方よろしく願います。

なお、営業の（停止又は禁止）処分を解除した場合は、その旨通知するので申し添える。

記

営業の（停止又は禁止）処分を命令した輸入者

氏名

所在地

（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

様式第6号

食安発第〇〇〇〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〔〇〇都道府県知事  
〇〇保健所設置市長  
〇〇特別区長〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 印

食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の（禁止又は停止処分）  
の解除について

今般、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け食安発第〇〇〇〇〇〇号にて通知した下記の  
輸入者について、別紙（解除命令書）のとおり、営業の（停止又は禁止）処分を解  
除したので、ご了知願いたい。

記

営業の（停止又は禁止）処分を解除した輸入者

氏名

所在地

（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

様式第7号

食安発第〇〇〇〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

財務省関税局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 印

食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の（禁止又は停止処分）について

今般、下記の輸入者に対し、別紙（営業の禁止又は停止命令書）のとおり、食品衛生法（以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、営業の（停止又は禁止）処分を命令したので、当該処分の執行期間内においては、当該輸入者が輸入する については、輸入許可を与えないようお願いする。

なお、営業の（停止又は禁止）処分を解除した場合は、その旨通知するので申し添える。

記

営業の（停止又は禁止）処分を命令した輸入者

氏名

所在地

（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

様式第8号

食安発第〇〇〇〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

財務省関税局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の（禁止又は停止処分）  
の解除について

今般、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け食安発第〇〇〇〇〇〇号にて通知した下記の  
輸入者について、別紙（解除命令書）のとおり、営業の（停止又は禁止）処分を解  
除したので、ご了承ください。

記

営業の（停止又は禁止）処分を解除した輸入者

氏名

所在地

（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）





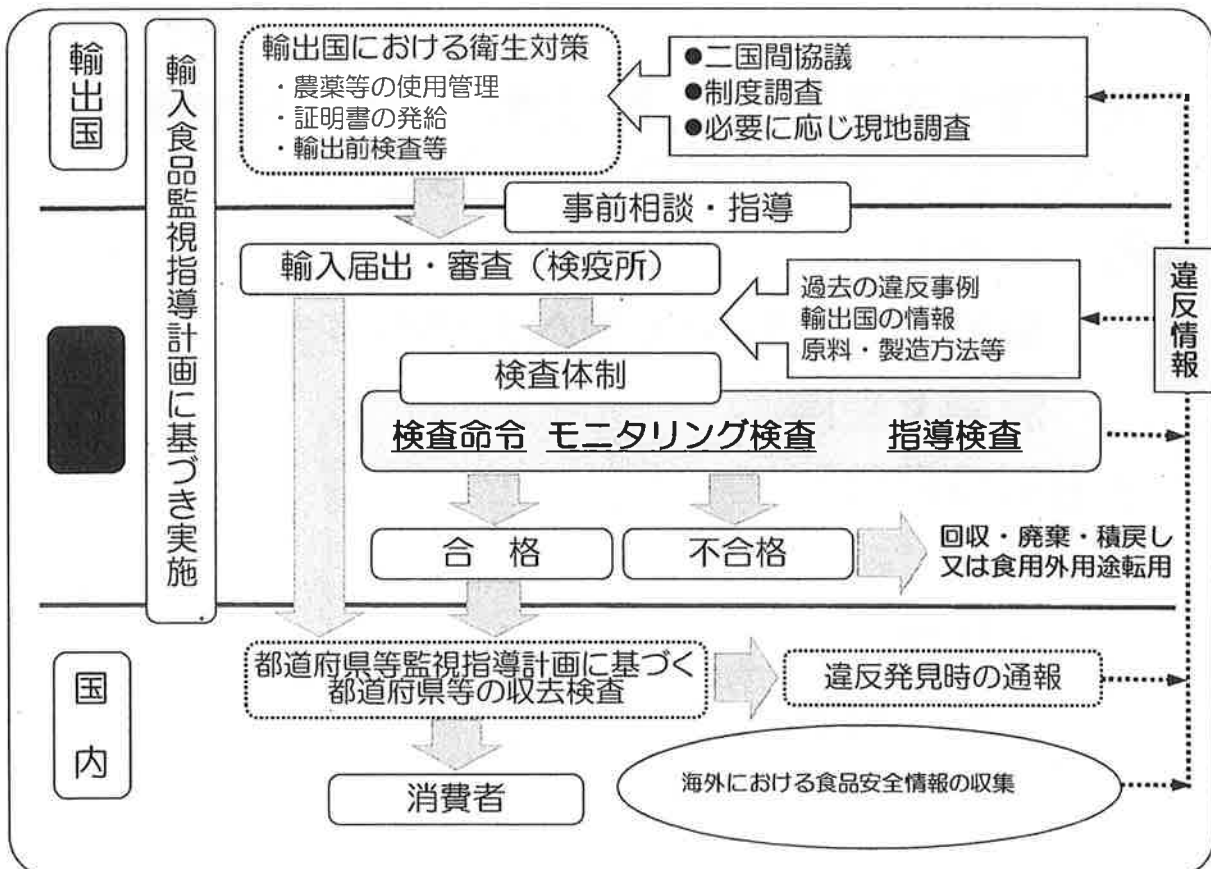
# 検疫所における輸入食品の 安全性確保への取組について

(平成24年1月19日)

横浜検疫所食品監視課

1

## 輸入食品の監視体制等の概要



2

## 検疫所での輸入食品に係る業務

(食品監視課)

- ❖ 食品衛生法第27条に基づく輸入届出の受理及びその審査に関すること。

3

## 輸入食品の届出制度

- ❖ 食品衛生法第27条に基づき、輸入の都度厚生労働大臣に届出を行わなければならない。

【輸入目的】

販売用（不特定多数への授与を含む。）

営業上使用

【届出対象品目】

食品

添加物

器具・容器包装

おもちゃ

4

# 食品等の輸入届出事項

届出書の記載事項については、食品衛生法施行規則第32条に規定されている。

## 届出事項

- ❖ 輸入者の氏名、住所
- ❖ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ❖ 使用されている添加物の品名
- ❖ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ❖ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ❖ 添加物製剤の成分
- ❖ 器具、容器包装又はおもちゃの材質
- ❖ 貨物の事故の有無

等

5

# 食品等輸入届出書

食品等輸入届出書

厚生労働大臣 殿

輸入者の氏名及び住所（法人にあっては、その支店及び所在地）

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

① 届出書種別 \_\_\_\_\_

② 届出書コード \_\_\_\_\_

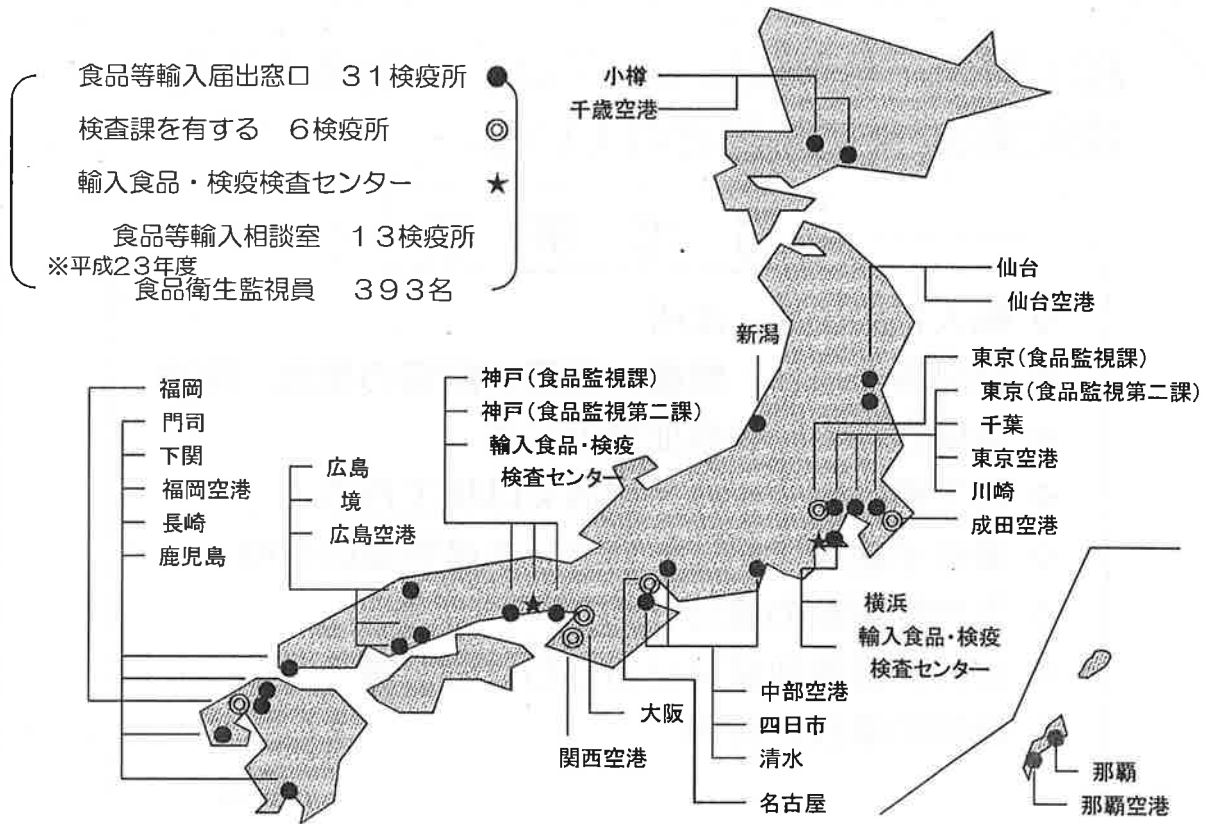
③ 届出書コード \_\_\_\_\_

④ 届出書コード \_\_\_\_\_

1	① 貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ	② 継続	Y・N	③ 衛生証明書番号
① 品目コード					④ 貨物が加工食品であるときは原材料・コード 貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード
② 品名					
③ 積込数量・コード					⑤ 貨物が添加物を含む食品の場合当該添加物の品名・コード 貨物が添加物製剤の場合その成分・コード (いずれの場合も重量の目的で使用されるものを除く)
④ 積込重量					
⑤ 用途・コード					
⑥ 包装種類・コード					
⑦ 登録番号1					
⑧ 登録番号2					
⑨ 登録番号3					
⑩ 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード					
⑪ 備考					届出済印

6

# 食品等輸入届出窓口配置状況



7

## 輸入届出の受理及び審査

- ❖ 届出書において要求される記載事項が全て記載されていること。
- ❖ 届出された内容が適法であること。
  - ・ 食品又は添加物についての基準又は規格に違反していないこと。
  - ・ 添加物としてその使用が認められていること。
- ❖ 検査命令等の検査の対象の有無。
- ❖ 厚生労働本省から検査強化の指示の有無。
- ❖ 食肉等については、輸出国政府機関が発行した衛生証明書が添付されていること。
- ❖ 届出に対して100%審査が行われる。

8

# 検疫所での輸入食品に係る業務

## (食品監視課)

- ❖ 食品衛生法第27条に基づく輸入届出の受理及びその審査に関すること。
- ❖ 食品衛生法第28条第1項に基づく報告の要求、臨検、検査及び収去に関すること。
- ❖ 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に関すること。

9

## モニタリング検査

- ❖ 法第28条第1項に基づく検査
- ❖ 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的
- ❖ 164食品群ごとに違反の可能性、輸入実績等を考慮して検査件数・検査項目を年度毎に設定する年間計画に基づいて実施
- ❖ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入手続きを行うことができる。

### (計画数)

平成21年度	平成22年度	平成23年度
83,400件	85,000件	86,100件

10

## モニタリング検査以外の行政検査

- ❖ 法第28条第1項に基づく検査
- ❖ 検査結果判明まで輸入不可
- ❖ 行政上の検査が必要と判断される食品等
  - ◆ 審査で届出内容に疑義を認めたもの
  - ◆ 過去に同類品で違反のあったもの
  - ◆ 輸送途上での事故により衛生上の問題があるもの
  - ◆ 本邦へ初めて輸入されるもの
  - ◆ 厚生労働本省から指示のあったもの

11

## 検査命令

- ❖ 法第26条第3項に基づく検査
- ❖ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品について実施
- ❖ 輸出国における規制・衛生管理の状況、過去の違反実績等を勘案した上で必要範囲に適用
- ❖ 輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ❖ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可
- ❖ 解除にあたっては、輸出国における原因究明・再発防止対策、輸入時検査の実績等を踏まえ検討

12

# 国別検査命令対象品目（平成23年4月現在抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (17品目)	落花生及びその加工品（落花生を主要原料とするものに限る。）	アフラトキシン	
	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品（でんぷんを除く。）	シアン化合物	
中国 (28品目)	鶏肉及びその加工品	フラゾリドン	
	鰻及びその加工品	マラカイトグリーン	
	えび及びその加工品	クロルテトラサイクリン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。）	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	大粒落花生	アセトクロール、BHC	
	ウーロン茶及びその加工品	トリアソホス	
	生食用ウニ	腸炎ピブリオ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。
タイ (11品目)	バナナ及びその加工品	シベルメトリン	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮バナナを除く。
	おくら及びその加工品	EPN	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮おくらを除く。
	レモングラス及びその加工品	EPN	
米国 (5品目)	生鮮パパイヤ	遺伝子組換え	別途示すハワイ州政府が発行した分別管理に係る証明書が添付されているものを除く。
	とうもろこし	アフラトキシン	

全輸出国17品目及び31カ国・1地域の91品目（平成23年4月現在）

検査命令品目一覧 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kensa/2011/dl/01b.pdf>

13

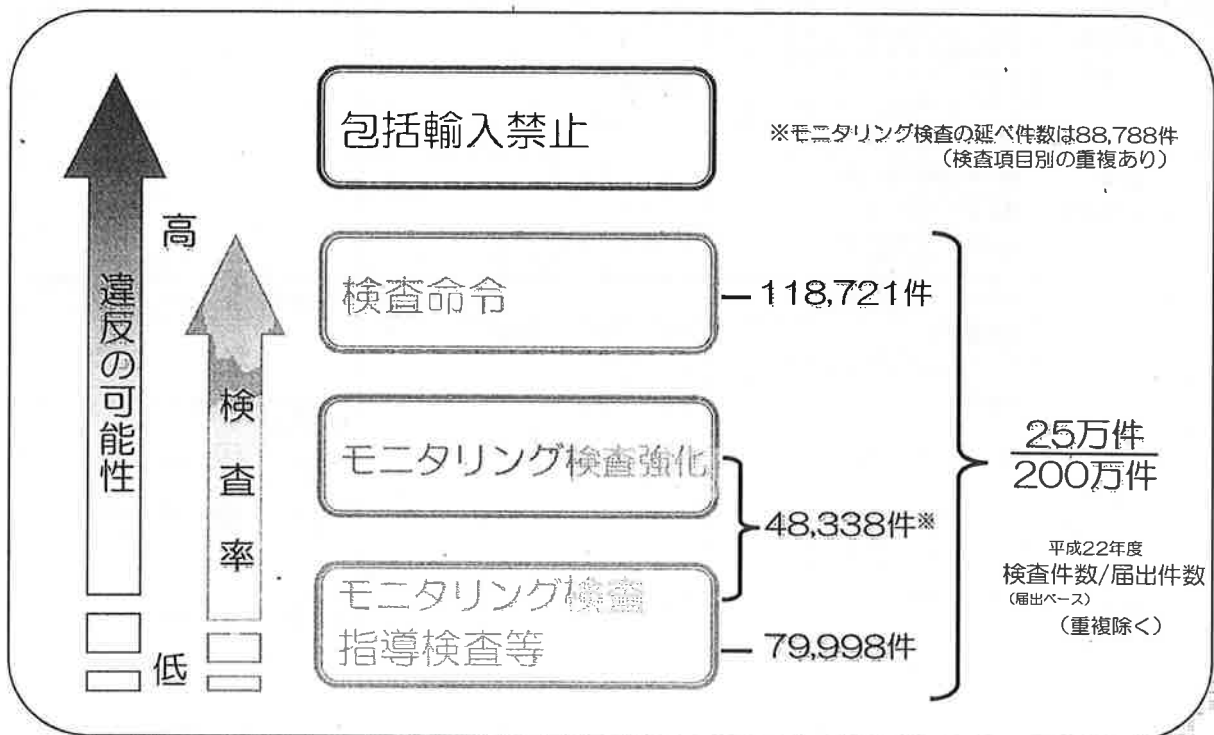
## 指導検査（自主検査）

- ❖ 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等
- ❖ 食品衛生法に適合していることの確認が必要と判断される食品等
  - ◆ 規格基準が定められている食品等
  - ◆ 使用基準のある添加物を使用している食品等
  - ◆ 初回輸入時、類似品で違反

14



## 輸入時の検査体制の概要



15

## 検疫所での輸入食品に係る業務

### (食品監視課)

- ❖ 食品衛生法第27条に基づく輸入届出の受理及びその審査に関すること。
- ❖ 食品衛生法第28条第1項に基づく報告の要求、臨検、検査及び収去に関すること。
- ❖ 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に関すること。
- ❖ 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導に関すること。

16

## 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

- ❖ 基本的指導事項を踏まえ、輸入前指導の実施（特に初めて輸入する食品の場合や違反事例のある食品）
- ❖ 輸入前指導による違反発見→改善指導、輸入見合わせ指導 →経済的、時間的損失の防止
- ❖ 初回輸入時及び定期的な自主検査の指導 →自主管理の徹底
- ❖ 記録の作成及び保存 →安全性の情報提供・遡及調査
- ❖ 輸入者、通関業者、倉庫業者への食品衛生に関する知識の普及啓発（説明会の開催）  
→法規制の熟知、食品の安全への認識

17

## 検疫所での輸入食品に係る業務

### （食品監視課）

- ❖ 食品衛生法第27条に基づく輸入届出の受理及びその審査に関すること。
- ❖ 食品衛生法第28条第1項に基づく報告の要求、臨検、検査及び収去に関すること。
- ❖ 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に関すること。
- ❖ 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導に関すること。

### （検査センター・検査課）

- ❖ 食品衛生法第28条第1項に基づく収去した食品等の試験に関すること。

18

# 検査センター・検査課のおもな試験項目

## (検査センター)

- ❖ 残留農薬、抗菌性物質等
- ❖ 遺伝子組換え食品
- ❖ アフラトキシン、パツリン等のカビ毒
- ❖ 病原微生物（腸管出血性大腸菌O-157等）

## (検査課)

- ❖ 添加物
- ❖ 病原微生物（リステリア等）

19

# 主な食品衛生法違反内容（平成22年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売を禁止される食品及び添加物	407	28.4	とうもろこし、落花生、ハトムギ、とうがらし、ピスタチオナッツ、アーモンド、ケツメイシ等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品等からのリステリア菌検出、コーヒー豆、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
9	病肉等の販売等の制限	1	0.1	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	113	7.9	TBHQ、サイクラミン酸、アゾルピン、パテントブルーV、キノリンイエロー、一酸化炭素、オレンジII、ヨウ素化塩、パラオキシ安息香酸メチル等の指定外添加物を使用したもの
11	食品又は添加物の基準及び規格	771	53.8	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、安息香酸ナトリウム、二酸化硫黄等）、添加物の成分規格違反
18	器具又は容器包装の基準及び規格	124	8.6	器具・容器包装の規格基準違反、原材料の材質別規格違反
62	おもちゃ等の準用規定	18	1.3	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計		1,434（延数） 1,376（違反届出件数）		

20

# 違反が判明した場合の対応

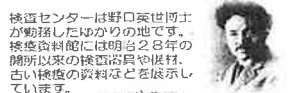
- ❖ 輸入者に対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用を指示  
(国内流通する場合には、関係の都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる)
- ❖ 都道府県等の監視により違反輸入食品が発見された場合、当該情報に基づき輸入時検査を強化
- ❖ 違反のあった輸入者に対する措置
  - ◆ 違反原因の調査及び再発防止策の報告
  - ◆ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- ❖ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁停止処分
- ❖ 悪質な事例等の告発
- ❖ 違反事例の公表（ホームページ）

21

## 横浜検疫所施設公開のお知らせ



検疫センター正面



検疫センターは野口英世博士が勤続したゆかりの地です。検査資料館には明治28年の開所以来の検査器具や史料、古い検査の資料などを展示しています。



検疫資料館

2011年10月29日(土)

輸入食品・検疫検査センター、検疫資料館

場 所：横浜市金沢区長浜107番地の8  
入場受付：09:00～15:00  
入場料等：入場無料、申込予約不要



～主な公開内容～

●ビデオによる検疫所の業務紹介及び  
資料展示コーナー（ビデオ貸借時間 約25分）

●体験コーナー  
・コーヒー豆のサンプリング体験  
・細菌・虫・ダニ及びウイルスなどを顕微鏡で観察



●施設公開・パネル展示等  
・輸入食品の検査、珍しい食料や違反品の展示  
・試験検査の方法、検査器具・検査機材の展示

※一部内容が変更になる場合があります。

問い合わせ先：横浜検疫所総務課  
電話：045-201-4458  
公開当日 携帯：080-5081-4458

### 見学場所案内図



○駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。  
○小学生以下の方は大人の方同伴でお越しください。  
○ペット同伴での立入はご遠慮いたします。  
○施設内で飲食等ができる場所はありません。

22

ご静聴ありがとうございました。



## 食に関するリスクコミュニケーション ～輸入食品の安全性確保について～

「おいしさ」と「新鮮」をネットワークする。 **NICHIREI**

- 1.ニチレイの会社概要
- 2.ニチレイの取組みについて
- 3.輸入冷凍野菜品質安全協議会について

株式会社ニチレイ  
品質保証部

1

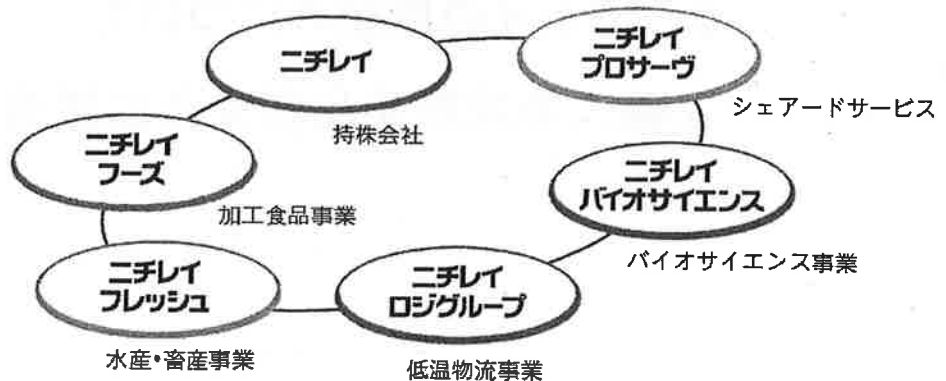
ニチレイの会社概要

2

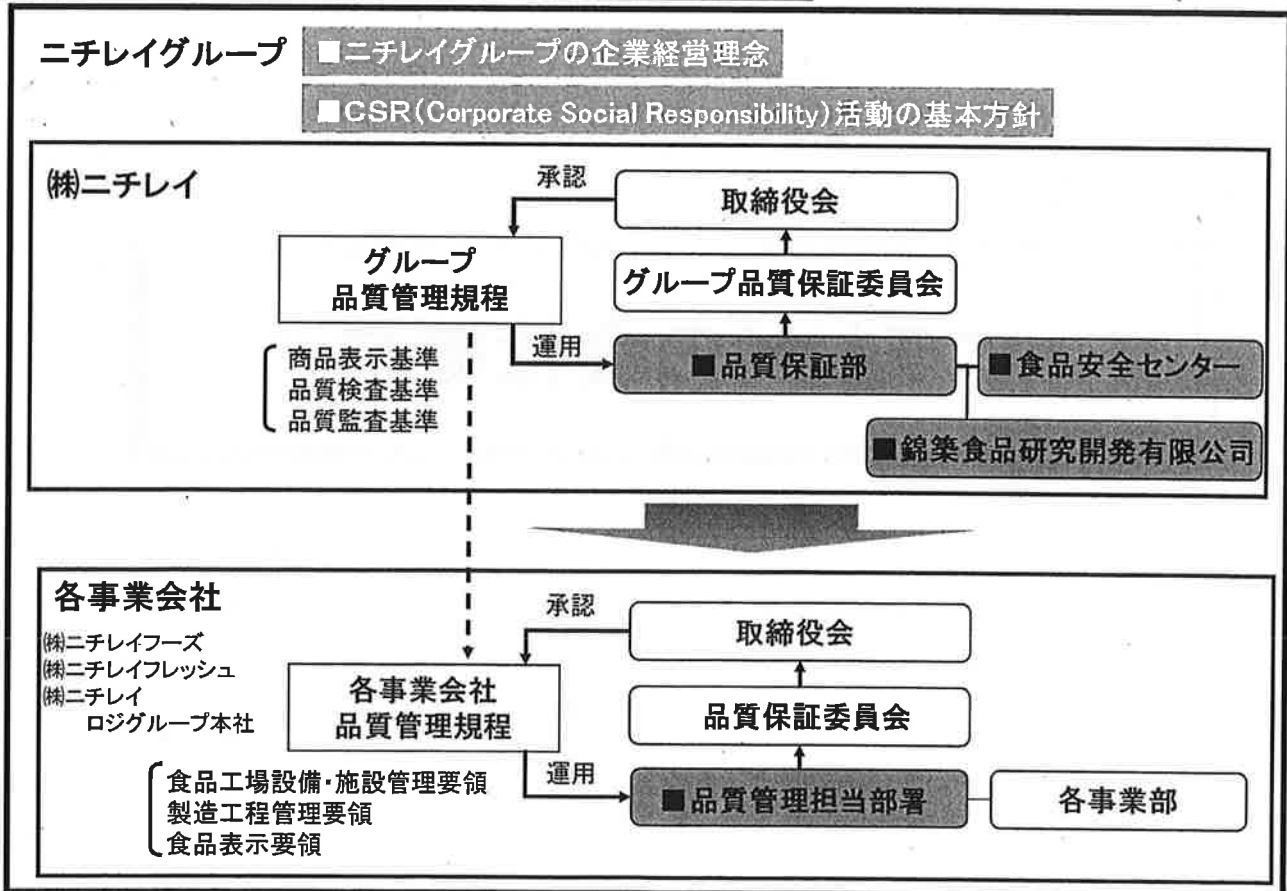
概要:ニチレイは日本の冷凍食品のパイオニアであり、冷蔵倉庫業では国内シェア-トップであります。また、水産品、畜産品でも多くのトップシェアを持つ、「食のフロンティアカンパニー」です。



- 創立:1945年12月1日
- 資本金: 30,307百万円
- 従業員数(連結): 10,118名(2011年3月31日現在)
- 売上高(連結): 437,808百万円(2011年3月期現在)



## ニチレイグループの品質保証体制

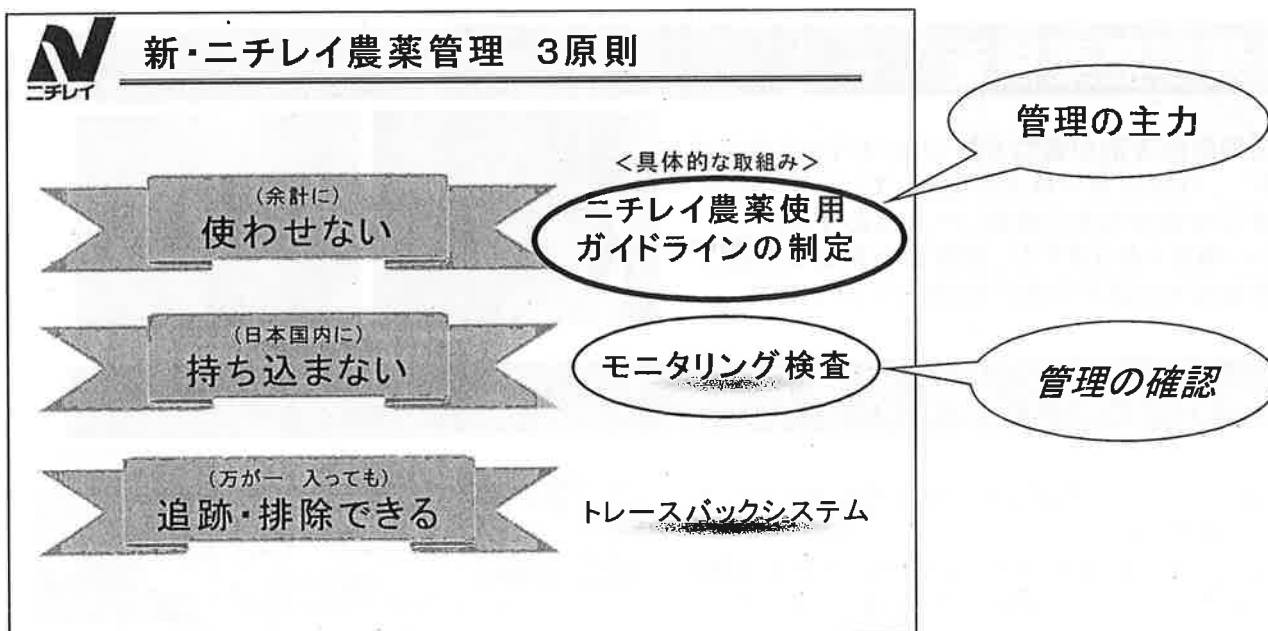


# ニチレイの取組み (冷凍野菜の事例)

5

## ニチレイグループの冷凍野菜の農薬管理体制

「おいしさ」と「新鮮」をネットワークする。 **NICHIREI**



厚生労働省: ポジティブリスト制度について(Q&A)より一部抜粋

Q: 基準が設けられた物質すべての検査が必要ですか

A: 従来からの残留農薬等に対する取組みと同様、信頼できる事業者と取引をする、使用される可能性のある農薬等の種類や方法、残留基準違反事例の有無などを確認する、必要に応じ残留状況について分析する、などの取組みが原材料の安全性の確保のために必要になると思われます。

6



## 中国冷凍野菜への取組み①

「おいしさ」と「新鮮」をネットワークする。NICHIREI

日本の輸入農作物で過去に違反事例の多かった中国・東南アジア地区の冷凍野菜に関して、以下の取組みを実施しています。

### ①栽培管理

自営農場、契約農場での栽培に限定し、市場原料の買い付けは一切行いません。栽培期間中は工場のフィールドマンが各農場を巡回して栽培記録が適切にとられているか、成育状況はどうか、病虫害は発生していないか、などのチェックを行います。

### ②農薬の選定と使用方法の取決め

農薬の選定、使用に関するニチレイガイドラインを制定しました。各工場はニチレイガイドラインに基づいて使用農薬の選定、使用方法の検討を行い、栽培開始前にニチレイの使用農薬リストを提出します。ニチレイは使用農薬リストの内容に不適合がないかを確認します。農薬は決められた倉庫で厳重に保管し、在庫は台帳で管理します。農薬の希釈・散布には必ずフィールドマンが立会い、正しく使用されているかを確認します。



農場の栽培状況を確認

7

## 中国冷凍野菜への取組み②

「おいしさ」と「新鮮」をネットワークする。NICHIREI

### ③残留農薬検査

農薬の使用方法が適切であったかどうかを検証する為に、残留農薬の検査を実施しています。海外工場の検査担当者の技術レベルは必ずしも十分でない場合もありますが、講習会の実施等を通じて検査技術向上のための指導を行っています。



工場での残留農薬検査

### ④トレーサバックシステム

製品にロットコードを印字し栽培履歴を遡れるシステムを構築しました。製品で万が一問題が発生した場合に問題の範囲を限定することと、原因究明・対策立案をしていくためです。

中国の各パッカーでの作付計画から製品出荷までの情報をデータ化し、栽培管理、ロット管理状況を弊社の国内事業所からでもパソコンで検索できるシステムを構築中です。



8

## 1. 栽培段階の管理体制



指定農場

### ＜農場選定基準の明確化＞

- ① 自営・契約農場方式に限定。
  - ② 集約化・大規模化
- ### ＜農場管理の強化＞
- ① フィールドマン(農場巡回員)の組織化と教育。
  - ② 肥培管理の徹底。
  - ③ 農業指導員の派遣と現地駐在員の増員

## 2. 農薬の管理体制



農薬保管庫

### ＜農薬の選定＞

- ① ニチレイガイドラインを設定。
- ② 信頼できるメーカー品に変更。

### ＜農薬の保管・在庫管理＞

- ① 決められた倉庫で厳重に保管。
- ② 運搬方法を明確化し、在庫は台帳で管理。

### ＜農薬散布時の立会い＞

- ① 希釈・散布はフィールドマンが監視。
- ② 専用タンク・大型散布機を新規導入。

## 3. 残留農薬の検査体制



現地と国内の農薬検査

### ＜現地検査のレベルアップ＞

- ① 平成13年から日本・現地での集合研修を継続実施。
- ② 消耗品を含む、検査機器の導入、整備を実施。

### ＜原料検査の厳格化＞

- ① 各工場検査(海外): 収穫前原料を畑ごとに検査。
- ② ニチレイ検査(国内): 出荷前サンプルによる先行検査と国内入荷後の抜き取り検査を組み合わせて実施

# 検査拠点

## 食品の安全性に関する検査に特化している

ニチレイ品質保証部

食品安全センター



微生物検査

食品の規格検査、貯蔵試験

動物用医薬品分析

抗生物質・合成抗菌剤

残留農薬分析

一斉分析

化学分析

アレルギー、食品添加物

ISO/IEC 17025試験所認定

運営管理

錦築(煙台)食品研究開発有限公司



中国山東省煙台市



2005/11設立

日清製粉G本社との合併会社

残留農薬分析、動物用医薬品分析、化学分析、技術指導など

ISO/IEC17025に準拠するCNASを取得

# 輸入冷凍野菜 品質安全協議会(凍菜協)について

11

## 輸入冷凍野菜品質安全協議会(凍菜協)設立の背景

「おいしさ」と「新鮮」をネットワークする。NICHIREI



### ●凍菜協とは

2002年に中国からの輸入冷凍ホウレンソウのクロルピリホス等の残留農薬が社会的に問題となり、一時輸入がストップするという事態が起こりました。

中国は貿易パートナーとしても日本にとって極めて重要な国であり、中国の輸出製品の34%は日本向けであり、日本の輸入品の16%が中国からのものです。

生産コストの面からも、一つ一つの野菜の検査を目視や手作業で行うために、人件費が日本の1/10～1/20と言われる中国に製造を委ねる場合が少なくありません。

そこで特に中国・台湾産の冷凍野菜の安全性確保に注力し、輸入冷凍野菜の品質及び安全性の確保ならびに、会員相互の連携、親睦を図り、業界の発展及び国民生活の安定に寄与することを目的として、2004年5月に本協議会を発足しました。

### ●凍菜協の組織

日本冷凍食品検査協会が事務局となり、弊社取締役執行役員である河合が会長を務めています。会員数は日本側で19社、中国・台湾側で60社となっています。会員各社は品質保証の専門部署があることが条件で、会員メンバーは品質管理を担当する技術者で構成されており、事務局も食品検査の専門家が担当しています。

## ●輸出国との共同会議の開催

ポジティブリスト制の移行を踏まえ、2005年以降毎年中国と台湾にて共同会議を開催し、情報交換をすることで安全品質への認識をアップさせ、お互いの連携強化を図ってきています。会議には中国の日本大使館の担当者や中国の検閲検疫局の担当者など行政機関担当者も参加し、安全性確保の向けに積極的に意見交換を実施しています。

## ●残留農薬ガイドラインの作成

### ＜日本向け冷凍野菜の残留農薬管理に関する要求ガイドライン＞

農薬管理については、最終的な検査で問題ないことを保証することは現実的ではなく、適切な農薬使用をどう管理するかが重要と考え、圃場（農地）の選定、農場資材の選定、農薬管理、収穫/輸送、加工、農薬検査、トレーサビリティ、監査体制、連絡体制、品質保証体制の各項目にわたってのガイドラインを策定し、中国のパートナー企業に安全管理を指導しています。

## ●品質管理基準評価制度の実施

品質面、衛生面、設備面、および管理面において一定基準以上に達していると認めた冷凍野菜製造工場（圃場を含む）に対し、協議会がこれを評価することにより、冷凍野菜産業の発展および消費者の信頼性の確保を図るとともに、安全で信頼される食品の安定供給を行い、豊かな食生活に寄与する事を目的として、日本向け冷凍野菜製造工場に対して品質管理基準評価制度を設けています。

## ●残留農薬検査技術相互比較の実施

残留農薬検査を行う場合、精度確認を行い信頼性の高い検査を行うことが重要であり、協議会では一定の農薬を含む野菜ジュースをサンプルとして中国企業の検査部門に送付し、その測定結果から技術レベルを把握し、今後の具体的な技術支援するというクロスチェックと実技研修を実施しています。

凍菜協HPより (<http://tosaikyo.jp/>) 13

ご静聴ありがとうございました。





# 報道現場からみた 食の安全・安心

2012年1月19日  
輸入食品に関するリスクコミュニケーション  
NHK解説委員室  
合瀬宏毅

1

## 食の安全 メディアの役割は？

- 公安および善良な風俗を害しないこと
- 政治的な公平
- 事実を曲げないこと
- 意見が対立している問題は多面的に  
報道

放送法四条

2

# 情報氾濫の現代社会

- メディアの多様化
- 食情報に対する関心の高さ
- 健康を追い求める消費者
- 安全と安心の溝の深さ

3

## 食を巡る事件事故

- 2000年 雪印乳業による集団食中毒事件 1万5千人の患者発生
- 10月 安全性未審査の遺伝子組み替えトウモロコシ、スターリンクを広範囲で検出
- 2001年
- 9月 国内初のBSE感染牛みつかる
- 2002年
- 1月 雪印食品の食肉偽装事件が発覚
- 3月 全農の子会社「全農チキンフーズ」の鶏肉偽装事件が発覚
- 6月 協和香料化学の無認可添加物使用で、商品自主回収広がる
- 7月 残留農薬問題で、中国産の冷凍ハウレンソウ輸入自粛を要請
- 8月 日本ハムの食肉偽装事件が発覚
- 8月 全国の農家でダイホルタンなど「無登録農薬」の使用が露見
- 2003年
- 2月 イオンがアレルギー物質混入でプリマハムを告発
- 6月 厚労省が魚の水銀基準を発表し、消費者の間で金目鯛など買い控え
- 7月 食品安全委員会が発足。
- 12月 アメリカでBSEの牛が発見され、アメリカ産牛肉の輸入禁止

4

- 2004年
  - 1月 山口で79年ぶりに鳥インフルエンザ発生
  - 1月 アジア各地に鳥インフルエンザ拡大。各国から輸入禁止へ
  - 2月 京都で3例目の鳥インフルエンザ感染。
- 2005年
  - 12月 アメリカ産牛肉の輸入再開
- 2006年
  - 5月 TBSの番組「白インゲン豆ダイエット」で600人以上が腹痛
- 2007年
  - 1月 関西テレビ・あるある大事典「納豆ダイエット」でねつ造
  - 3月 不二家で消費期限切れの牛乳などを使用して回収へ。
  - 6月 ミートホープ社が挽肉偽装
- 2008年
  - 1月 中国産冷凍ギョーザに毒物混入。10人が入院
  - 7月 魚秀、中国産ウナギを国内産と偽装し販売
  - 10月 政府売り渡しの汚染米が食用として流通していることが発覚
- 2009年
  - 9月 花王が食用油「エコナ」の販売停止
- 2010年
  - 4月 宮崎で口蹄疫、大量の牛豚を処分へ
  - 12月 野鳥の間でも鳥インフルエンザが大流行
- 2011年
  - 3月 東日本大震災で原発事故、食品の放射性物質汚染広がる
  - 5月 ユッケによる食中毒で5人が死亡

5

## 食の不安の背景は？

1. 食料の6割が海外から。高くなる加工度
  2. 加速する大量生産・大量流通
  3. 先端科学が食卓へ(遺伝子組み換え)
  4. 消費者の感覚も鈍感に
- 検査精度の向上(一兆分の1まで検出可能に)

6



# 課題

- 危機管理の鉄則は、問題の把握と  
早急な対応
- 適切な広報（誰に対しての情報？）
- 消費者に必要な情報理解力
- 科学に基づいた対応を

# 輸入食品の食中毒菌モニタリング プラン策定手法に関する研究

平成21年度～平成23年度

国立医薬品食品衛生研究所  
食品衛生管理部  
山本茂貴

1

## 研 究 班

- 研究代表者 山本茂貴 国立医薬品食品衛生研究所
- 分担研究者 鈴木穂高 国立医薬品食品衛生研究所
- 分担研究者 岡田由美子 国立医薬品食品衛生研究所
- 分担研究者 泉谷秀昌 国立感染症研究所
- 分担研究者 伊藤健一郎 国立感染症研究所
- 分担研究者 豊福 肇 国立保健医療科学院
- 分担研究者 森田幸雄 群馬県衛生環境研究所
- 分担研究者 武士甲一 帯広畜産大学

## 研究目的

- 効率的な輸入食品の微生物モニタリングプラン策定手法を検討する
- 対象食品と対象菌種の絞り込み

3

## 研究計画

- 輸入食品による食中毒に関する疫学調査(赤痢、リステリア・モノサイトゲネス)
- 輸入食品の食中毒菌汚染実態(トレンドの把握)
  - 輸出地域における食品の食中毒菌汚染実態
  - 分離菌株の遺伝学的、血清学的、生物学的解析
- 対象食品を畜水産食品以外に野菜、それらの加工食品などに広げ食中毒菌の汚染実態を調査するため、文献調査および食中毒菌の汚染実態調査を行う  
これらの調査は国内及び海外で行う。
  - 対象の食中毒菌は腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌、腸炎ビブリオ、赤痢菌、カンピロバクター、リステリア・モノサイトゲネスとした。
- 特に国内で発生する赤痢、リステリア・モノサイトゲネスについてリスク要因となる食品群及び地域について検討する

4